

経営改善計画策定支援事業等のご案内

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、国(中小企業庁)の補助を受けて、すべての都道府県において経営改善計画策定支援事業等を実施しています。これらは都道府県の中小企業活性化協議会を設置している商工会議所や公益財団法人等への委託により実施しています。

借入金があるけど大丈夫かなあ。



借入金の返済がきつくなってきた。



早期経営改善計画策定支援

金融機関への返済条件等の変更の必要がないうちに経営の改善を支援します。

国が認定する士業等専門家※の支援を受けて**早期の経営改善計画**を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限25万円※まで)をセンターが支援する事業です。

※計画策定支援費用 上限15万円
伴走支援(期中) 上限 5万円(任意)
伴走支援(期末) 上限 5万円

経営改善計画策定支援

金融機関への返済条件等を変更し資金繰りを安定させながら、経営の改善を支援します。

国が認定する士業等専門家※の支援を受けて**経営改善計画**を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限300万円※まで)をセンターが支援する事業です。

※計画策定支援費用 上限200万円
伴走支援 上限100万円

2022年4月1日、経営改善支援センターは中小企業再生支援協議会支援業務部門と統合し、**中小企業活性化協議会**として、新たな支援業務を担う組織として発足しました。

※国が認定する士業等専門家

中小企業等経営強化法に基づき認定された経営革新等支援機関(認定経営革新等支援機関)のことです。中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等できるよう、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者であって、国が認定した公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援機関のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定経営革新等支援機関として認定されています。

ただし、認定経営革新等支援機関であっても借入先等の関係する金融機関が支援する場合は、この事業はご利用いただけません。



早期経営改善計画 策定支援

資金繰りや採算管理等のための早期の経営改善を支援します。

早期経営改善計画策定の目的は、客観的な経営状況の把握と金融機関との関係づくりです。

こんな方にご利用をお勧めします。

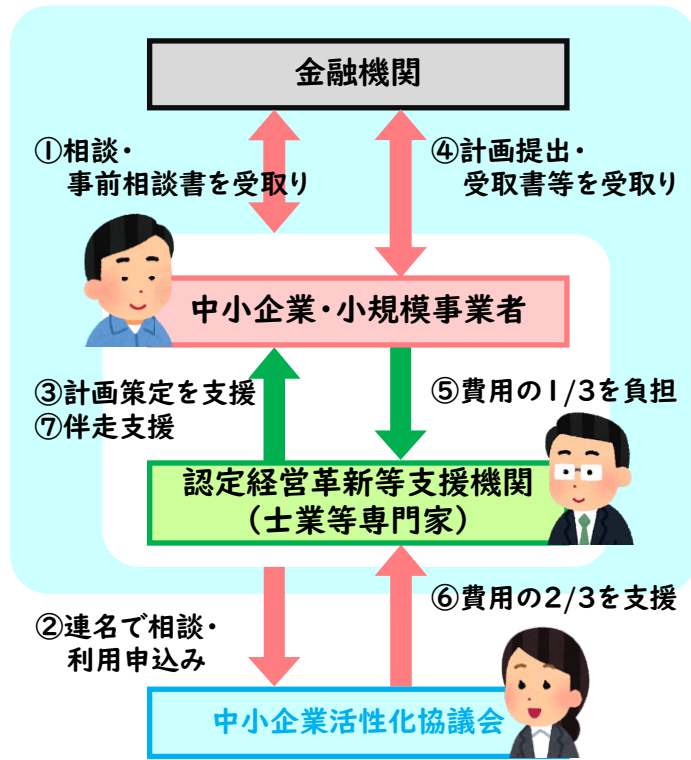
今のところ返済条件等の変更は必要ないが、

- このところ資金繰りが不安定になっている
- 原因がわからないが売上げが減少している
- 自社の経営状況を客観的に把握したい
- 専門家から経営に関するアドバイスがほしい
- 経営改善の取り組みをフォローアップしてほしい

経営の**早め**の健康相談と考え、気をつける点を知り、改善したい習慣等の見直しに役立てます。



経営の早めの健康相談



経営改善計画 策定支援

金融機関への返済条件等の変更を含む経営改善を支援します。

経営改善計画策定の目的は、金融支援を取り付けるとともに、それによる業況改善の可能性と自社の取り組みを対外的に示すことです。

こんな方にご利用をお勧めします。

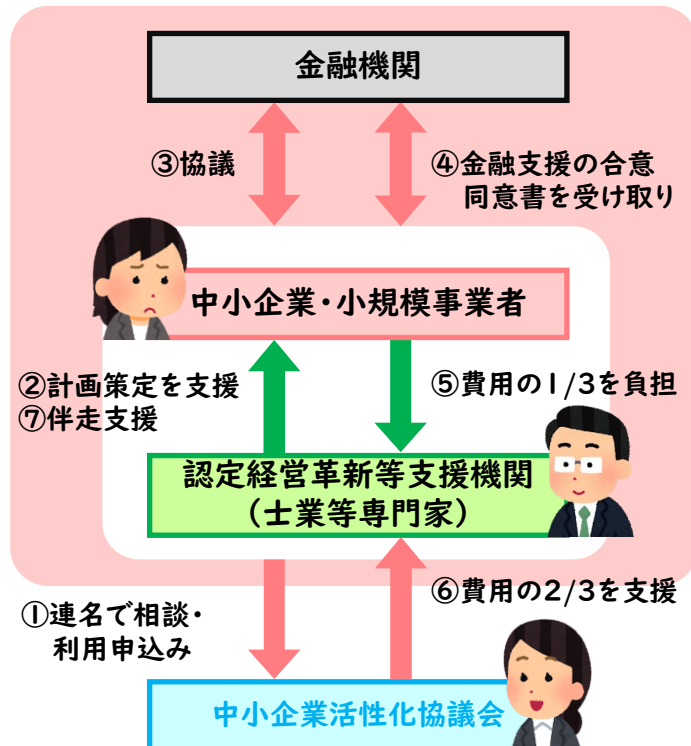
金融機関への**返済条件等を変更**し資金繰りを安定させる必要があり、

- 必要な売上げや利益を確保できる経営管理をしたい
- 人件費以外でコスト削減を図りたい
- 黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい
- 業況悪化の根本的な原因を把握したい
- 経営改善の取り組みを継続的にフォローアップしてほしい

病院で診察してもらい**処方**を受けると考え、しっかりと経営問題をとらえて、経営改善に取り組みます。



経営の処方箋



計画書作成のポイント

	早期経営改善計画策定支援 (通称:ポストコロナ持続的発展計画事業)	経営改善計画策定支援 (通称:405事業)
計画書の内容	ビジネスモデル俯瞰図	ビジネスモデル俯瞰図
	—	会社概要表
	資金実績・計画表又は資金予定表	資金実績・計画表
	計画損益計算書(PL)	計画財務3表(PL、BS、CF)
	アクションプラン	アクションプラン
	計画期間は1年～5年で任意	計画期間は5年程度
金融支援	必須ではありません	リスクや新規融資など金融支援を伴うもの
同意確認	メイン金融機関へ計画を提出	すべての取引金融機関へ計画を提出
	メイン金融機関から受取書を取得	すべての取引金融機関から同意書を取得
モニタリング	1～12カ月ごとに1年間 ※決算期以外は任意	1～12カ月ごとに3年間
経営者保証解除	必須ではありません	必須ではありません

経営者保証解除の支援 新制度

計画策定及びその伴走と併せて、弁護士等による経営者保証解除の支援を行う場合、**金融機関交渉費用**を加算することができます。
 ※金融機関交渉は事業者の希望に応じて実施します(任意)。
 ※解除に至らない場合であっても、交渉の事実を示す書類等を示すことが出来れば、支援対象となります。

早期経営改善計画策定支援 補助率2/3 上限金額10万円
 経営改善計画策定支援 補助率2/3 上限金額10万円



経営者保証 ガイドライン 検索



<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/>

◎ポストコロナ持続的発展計画事業の2回目利用ができるようになりました。(条件あり) 新制度

コロナ禍の影響により業績が低下している場合
 ロシア・ウクライナ情勢により業績が低下している場合

◎ポストコロナ持続的発展計画事業では、質問事項に数値を入力するだけで、簡単に**資金予定表**を作成することができるツールが提供されています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/04.html>

ポストコロナ 早期経営改善 検索



◎経営改善計画策定支援は、新型コロナウイルス感染症対策による特例により、再度利用が可能です。(条件や制限あり)

◎中小企業活性化協議会が行う「**新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援(特例リスク)**」をご利用された場合などの経営改善計画づくりにご利用をお勧めします。
 特例リスクのモニタリング期間からのご利用が可能です。
 ※特例リスクの新規受付は終了しています。

伴走支援

伴走支援による経営改善効果を高めるため、補助上限額が上げられました。このため引上げ分の対象は、**伴走支援費用**に限られません。

早期経営改善計画策定支援

上限金額 25万円のうち、
 伴走支援費用(期中) 補助率2/3 上限金額5万円
 ※伴走支援(期中)は事業者の希望に応じて実施(任意)。
 ※従前からの伴走支援(決算期)は必須です(上限金額 5万円)。

経営改善計画策定支援事業

上限金額 300万円のうち、
 伴走支援費用 補助率2/3 上限金額100万円

(伴走支援強化に伴う措置)

計画策定支援費用のうち一部(1/2)は、初回の伴走支援(モニタリング)の実施・支払請求まで、協議会に留保されますのでご注意ください。



利用申込み(利用申請書)等の様式は中小企業庁のwebサイトに掲載されています。

経営改善計画策定支援

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/05.html>



早期経営改善計画策定支援

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/04.html>

中小企業庁 経営改善

検索



まずは最寄りの中小企業活性化協議会にお問い合わせください。

全国の中企業活性化協議会一覧

●お問い合わせ・申請受付				
協議会名	協議会を設置する認定支援機関	郵便番号	住所	電話番号
北海道中小企業活性化協議会	札幌商工会議所	060-8610	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター 6階	011-222-2829
青森県中小企業活性化協議会	(公財) 21あおもり産業総合支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階	017-723-1021
岩手県中小企業活性化協議会	盛岡商工会議所	020-0875	盛岡市清水町14-17 中圭ビル104号室	019-604-8750
宮城県中小企業活性化協議会	(公財) みやぎ産業振興機構	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル8階	022-722-3872
秋田県中小企業活性化協議会	秋田商工会議所	010-0951	秋田市山王2-1-40 田口ビル4階	018-896-6150
山形県中小企業活性化協議会	(公財) 山形県企業振興公社	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13階	023-646-7273
福島県中小企業活性化協議会	(公財) 福島県産業振興センター	960-8035	福島県福島市本町5番5号 殖産銀行フコク生命ビル2階	024-573-2562
茨城県中小企業活性化協議会	水戸商工会議所	310-0803	水戸市城南1-2-43 NKCビル6階	029-300-2288
栃木県中小企業活性化協議会	宇都宮商工会議所	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館7階	028-610-4110
群馬県中小企業活性化協議会	(公財) 群馬県産業支援機構	379-2147	前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター	027-265-5061
埼玉県中小企業活性化協議会	さいたま商工会議所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5階	048-836-1330
千葉県中小企業活性化協議会	千葉商工会議所	260-0013	千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館13階	043-201-3331
東京都中小企業活性化協議会	東京商工会議所	100-0005	東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階	03-3283-7425
神奈川県中小企業活性化協議会	(公財) 神奈川産業振興センター	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル12階	045-633-5143
新潟県中小企業活性化協議会	(公財) にいがた産業創造機構	950-0078	新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル	025-246-0096
長野県中小企業活性化協議会	(公財) 長野県産業振興機構	380-0928	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	026-227-6235
山梨県中小企業活性化協議会	(公財) やまなし産業支援機構	400-0055	甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階	055-220-2977
静岡県中小企業活性化協議会	静岡商工会議所	420-0851	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館3階	054-253-5118
愛知県中小企業活性化協議会	名古屋商工会議所	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル7階	052-223-6953
岐阜県中小企業活性化協議会	岐阜商工会議所	500-8727	岐阜市神田町2-2 岐阜商工会議所ビル3階	058-212-2685
三重県中小企業活性化協議会	(公財) 三重県産業支援センター	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル6階	059-228-3370
富山県中小企業活性化協議会	(公財) 富山県新世紀産業機構	930-0866	富山市高田527 情報ビル2階	076-444-5663
石川県中小企業活性化協議会	(公財) 石川県産業創出支援機構	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館2階	076-267-1189
福井県中小企業活性化協議会	福井商工会議所	918-8580	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル3階	0776-33-8293
滋賀県中小企業活性化協議会	大津商工会議所	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 9階	077-511-1529
京都府中小企業活性化協議会	京都商工会議所	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78 京都経済センター6階	075-353-7330
奈良県中小企業活性化協議会	奈良商工会議所	630-8586	奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所ビル1階	0742-26-6251
大阪府中小企業活性化協議会	大阪商工会議所	540-0029	大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所5階	06-6944-5343
兵庫県中小企業活性化協議会	神戸商工会議所	650-8543	神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館8階	078-303-5852
和歌山県中小企業活性化協議会	和歌山商工会議所	640-8567	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2階	073-402-7788
鳥取県中小企業活性化協議会	(公財) 鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台南7-5-1 鳥取県産業振興機構	0857-33-0195
島根県中小企業活性化協議会	松江商工会議所	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6階	0852-23-0701
岡山県中小企業活性化協議会	(公財) 岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山4階	086-286-9682
広島県中小企業活性化協議会	広島商工会議所	730-8510	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル5階	082-511-5780
山口県中小企業活性化協議会	(公財) やまぐち産業振興財団	754-0041	山口市小郡令和1-1-1 山口市産業交流拠点施設(KDDI 維新ホール) 2階	083-902-5221
徳島県中小企業活性化協議会	徳島商工会議所	770-8530	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ) 3階	088-626-7121
香川県中小企業活性化協議会	高松商工会議所	760-8515	高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館3階	087-811-5885
愛媛県中小企業活性化協議会	(公財) えひめ産業振興財団	791-1101	松山市久米窪町487-2 テクノプラザ愛媛別館	089-970-5790
高知県中小企業活性化協議会	高知商工会議所	780-0834	高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア5階	088-802-1520
福岡県中小企業活性化協議会	福岡商工会議所	812-8505	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル9階	092-441-1221
佐賀県中小企業活性化協議会	佐賀商工会議所	840-0826	佐賀市白山2丁目1番12号佐賀商工ビル4階	0952-27-1035
長崎県中小企業活性化協議会	長崎商工会議所	850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館3階	095-811-5129
熊本県中小企業活性化協議会	熊本商工会議所	860-0022	熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所ビル3階	096-311-1288
大分県中小企業活性化協議会	大分県商工会連合会	870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館6階	097-540-6415
宮崎県中小企業活性化協議会	宮崎商工会議所	880-0811	宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンシアター番館(KITENビル) 7階	0985-22-4708
鹿児島県中小企業活性化協議会	鹿児島商工会議所	892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル8階	099-805-0268
沖縄県中小企業活性化協議会	那覇商工会議所	900-0015	那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル 5階	098-868-3760

●お問い合わせ				
中小企業活性化全国本部	中小機構 事業承継・再生支援部	105-8453	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門3森ビル8階	03-5470-1477

伴走支援で経営改善!

Revitalization



このパンフレットのお問い合わせは
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
事業承継・再生支援部 事業再生支援課 (中小企業活性化全国本部事務局)
TEL. 03-5470-1840 FAX. 03-5470-1478
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門3森ビル

<https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/index.html>



再生支援 全国本部